

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(規則等の内容)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 組織運営規則第22条に定める部局、組織運営規則第6条第1項に定める組織及び施設並びに組織運営規則第6条第2項の規定により置くことができる組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 部局等規則 第2項第1号に定める規則の規定に基づき定めるもので、原則として以下のものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 部局教育規則(組織運営規則第22条に定める部局のみとする。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第3号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(規則等の内容)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 組織運営規則第22条に定める部局、組織運営規則第6条第1項に定める組織及び施設並びに組織運営規則第6条第2項の規定により置く組織及び施設(以下「部局等」という。)に固有の事項に関する規則等の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 部局等規則 第2項第1号に定める規則の規定に基づき定めるもので、原則として以下のものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>部局教育規則(組織運営規則第22条に定める部局のうち、農学研究院、工学研究院及びグローバルイノベーション研究院(以下「研究院」という。)を除く部局のみとする。)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第3号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p>	

(1)～(4) (略)

(5) 部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会(連合農学研究科にあつては、教授会)、組織運営規則第6条第1項に定める施設に置かれる運営委員会(図書館にあつては、図書館商議会)若しくは組織運営規則第6条第3項に定める組織及び施設を運営する委員会等(以下「運営委員会等」という。)を経て役員会

(6) 部局教育規則については、組織運営規則第22条に定める部局(農学研究院及び工学研究院を除く。)に置かれる部局運営委員会を経て役員会

(7) (略)

2 (略)

別表第2(第6条第2項第2号関係)

略称	部局等
農	農学研究院、農学府及び農学部
工	工学研究院、工学府及び工学部
(新設)	
生	生物システム応用科学府
連	連合農学研究科
図	図書館
大	大学教育センター
産	先端産学連携研究推進センター
国	国際センター
保	保健管理センター

(1)～(4) (略)

(5) 部局等運営規則については、組織運営規則第24条に定める部局運営委員会(連合農学研究科にあつては、教授会)、組織運営規則第6条第1項に定める施設に置かれる運営委員会(図書館にあつては、図書館商議会)又は組織運営規則第6条第2項の規定により置く組織及び施設を運営する委員会等(以下「運営委員会等」という。)を経て役員会

(6) 部局教育規則については、組織運営規則第22条に定める部局(研究院を除く。)に置かれる部局運営委員会を経て役員会

(7) (略)

2 (略)

別表第2(第6条第2項第2号関係)

略称	部局等
農	農学研究院、農学府及び農学部
工	工学研究院、工学府及び工学部
グ	グローバルイノベーション研究院
生	生物システム応用科学府
連	連合農学研究科
図	図書館
大	大学教育センター
産	先端産学連携研究推進センター
国	国際センター
保	保健管理センター

情	総合情報メディアセンター		情	総合情報メディアセンター	
術	学術研究支援総合センター		術	学術研究支援総合センター	
博	科学博物館		博	科学博物館	
環	環境安全管理センター		環	環境安全管理センター	
放	放射線研究室		放	放射線研究室	

附 則(規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。